

## [低]濃度PCB廃棄物だった場合

処理期限内に処分しなければなりません。  
地域によらず2027.3.31までの処分が義務づけられています。

### 確認事項

- PCB廃棄物保管事業所を変更する場合には届け出が必要です。
- PCB廃棄物の譲渡・譲り受けは制限されます。
- PCB廃棄物を継承した際には届け出なければなりません。

### 必要な届け出内容

届け出名称		根拠法令
ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書	発見時	自治体条例
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管 及び処分状況等届出書	保管時	特別措置法第8条第1項、 第15条及び第19条、施行規則第9条、 第20条及び第27条
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書	処理委託 契約時	特措法第10条第2項、 第15条、第19条、 施行規則第13条、第23条、第31条
処理終了時 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書	処理 終了時	特別措置法第10条第2項、 第15条及び第19条、 施行規則第13条、第23条及び第31条

### 社内で処理計画を立てる

- 低濃度PCB廃棄物処理に関する見積もりを取る
- PCB廃棄物処理費用は、資産除去債務とされるため、経理・財務部門との連携が必要なケースもある

### 廃棄物処理法の義務の順守

- 特別管理産業廃棄物保管基準の順守
- 特別管理産業廃棄物管理者設置<sup>(※1)</sup>
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
  - PCB廃棄物を保管している事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かねばならない。
  - 特別管理産業廃棄物管理責任者は、法令に定める資格を有する者

※1廃棄物処理法第12条の2第8項、廃棄物処理法施行規則第8条の17